

議案第 22 号

日出町情報公開条例の一部改正について

日出町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町情報公開条例の一部を改正する条例

日出町情報公開条例（平成 12 年日出町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 1 号中「事項」を「審査請求」に改め、同項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

(2) 情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び日出町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年日出町条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）並びに日出町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年日出町条例第 号。以下「町議会個人情報保護条例」という。）の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務

ア 個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び町議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定により諮問された開示決

定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為（以下「個人情報開示決定等」という。）による審査請求について調査審議すること。

イ 個人情報保護法施行条例第7条第3項及び町議会個人情報保護条例第50条の規定により諮問された事項について調査審議すること。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

第22条第1項中「個人情報保護条例第29条第1項」を「町議会個人情報保護条例第45条第1項」に改め、「公文書の公開」の次に「又は開示」を加え、同条第4項中「第17条第1項又は個人情報保護条例第29条第1項の」を削り、「審査請求人、」を「第18条若しくは町議会個人情報保護条例第45条第2項の規定による通知を受けた審査請求人若しくは」に改め、同条第5項中「又は個人情報保護条例第32条第2項」を削り、「第20条第1項又は個人情報保護条例第32条第1項」を「同条第1項」に改める。

第25条第1項中「若しくは個人情報保護条例第30条の2各号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前審査会にされた日出町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年日出町条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の日出町個人情報保護条例（平成15年日出町条例第17号）第29条第1項の規定による諮問又は改正前の日出町情報公開条例第21条第1項第4号の諮問（日出町個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第3項第2号及び第3号に掲げる場合に該当するものに限る。）で、この条例の施行の際これらの諮問に対する答申がされていないものについては、この条例の施行後は、個

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項又は日出町個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第3項の規定にされた諮問とみなす。

理 由

改正個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、条例を改正したいので提出する。